

## 富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 29 条第 1 項の 規定による事実公表

令和 6 年 5 月 8 日

### ○ 事 案

次に掲げる事業者は、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 9 条第 1 項に規定する許可を受けずに土砂等により土地の埋立て等を施行した。

この事業者に対し、第 22 条の規定に基づき土地の埋立て等の中止を命じ、第 23 条の規定に基づき原状回復等を命じたが従わなかった。

よって、第 29 条第 1 項の規定により、ここにその事実を公表するものである。

### ○ 事業者

住 所 山梨県南巨摩郡南部町本郷 706 番地 12  
氏 名 岡田 昌弘

### ○ 土砂等により土地の埋立て等が施行された場所

富士市桑崎字上御厩平 931 番 5 外

公表期間：原状回復等の命令内容を履行し、確認されるまで